



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の課題、基本法改正に望むこと



NACS-J

日本自然保護協会

公益財団法人 日本自然保護協会

藤田 卓

日本型直接支払交付金はなぜ重要か？

- 農業・農村がもつ、「食料等の生産」以外の機能（国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能）を発揮するため農業団体等への支援制度

（予算： **1544億円**（平成30年度）：農水省所管）

交付金の種類別の組織・件数（平成30年度）

交付金の種類	組織・件数
多面的機能支払交付金	28,348
中山間地域等直接支払交付金	25,958
環境保全型農業直接支払交付金	3,609

日本の農用地面積の **52%** で支援（平成27年度）

支援対象となる

農地面積割合も高く、団体数も多く、予算額（税金）も多い



日本の（普通の）農村の生物多様性保全のため重要な制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の目的

(公布：平成26年6月13日 施行：平成27年4月1日)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/chusankan/tamen_hou.html

(目的)

第一条

- **この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る**ため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって**国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とする。**

- 農地生態系の保全、生産性と持続性を両立させ、持続的な地域づくりに貢献する大事な法律
- 本法による**多面的機能発揮の効果（アウトカム）**を**見える化**して、納税者の国民へ、「農地の有する多面的機能のもたらす恩恵」を実感いただき、本法が今後も支持される状況を作ることが大事

多面法の点検結果(令和2年)へNGO共同提言を提出

【提言概要】

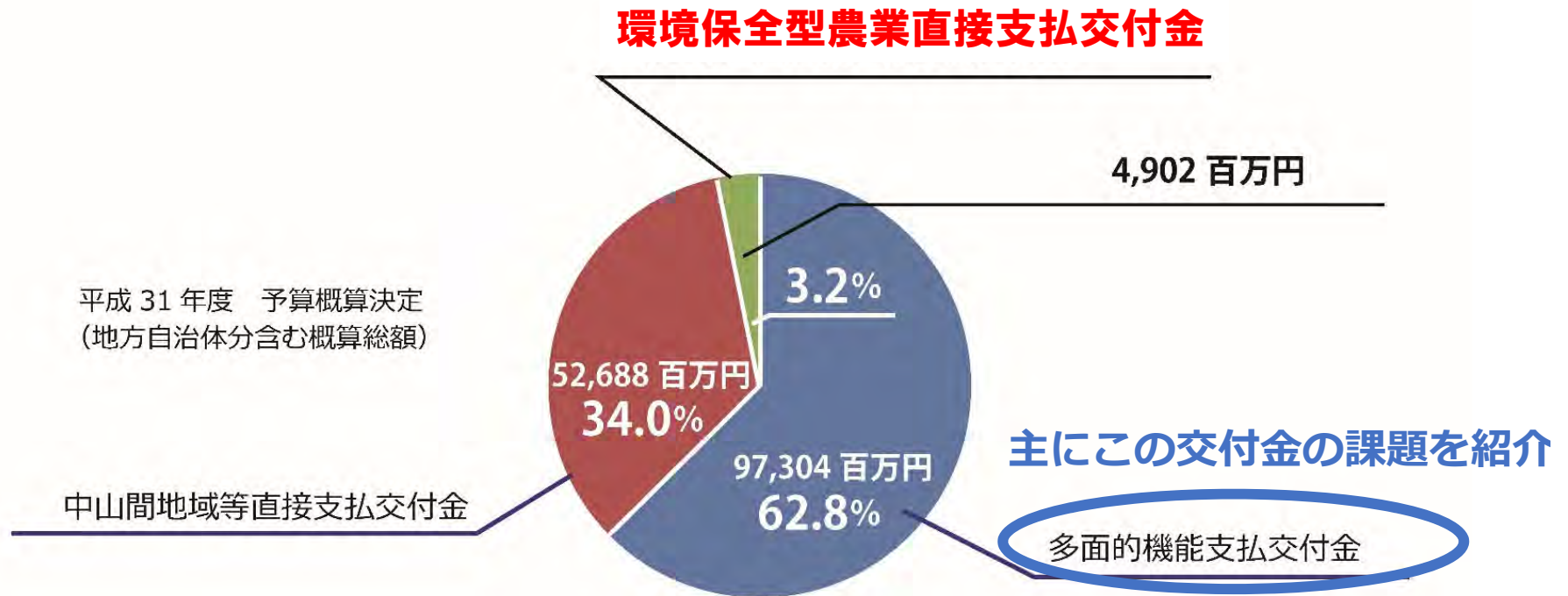
1. 多面的機能の発揮促進の十分な効果検証をすべき
2. 生物多様性を劣化させる事業への支援を見直し、生物多様性保全活動を義務化すべき
3. 自然環境や生物多様性の保全機能の向上に資する活動の支援を増やすべき
4. 生物多様性に詳しい専門家・NGOも制度設計や見直しに参画させるべき



主に、提言の内容とNACCSJの意見を紹介

2022.04.15公開

自然環境や生物多様性の保全機能の向上に資する活動の支援を増やすべき



生物多様性保全など多面的機能発揮のために最も重要な交付金
しかし、予算が少なすぎる (3.2%)



予算の大幅な拡充、適用範囲を拡大すべき

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果(令和2年11月30日)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tamen5/tameniinkai/index.html>

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果

令和2年11月30日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する
法律の施行状況の点検・検証に関する委員会

--中略P2--

ア. 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項（基本指針第1）

--中略--

- 各支払制度において第三者委員会を設置して実施した施策評価結果において、各施策を通じ、農業者団体等による農用地や地域資源の保全管理の取組、自然環境の保全に資する農業生産活動が推進されるなど農業の有する多面的機能が適切に発揮されていると評価されている。



この根拠を見てみると、、、

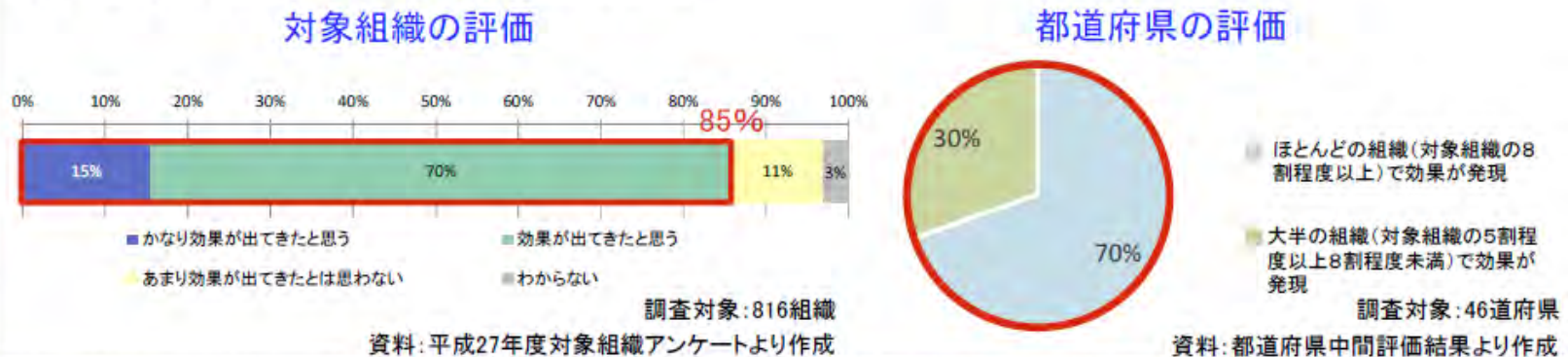
多面的機能支払交付金の最終評価 (評価結果のまとめ～環境保全の評価～ 抜粋)

多面的機能支払交付金の施策の評価のポイント (平成31年3月農林水産省) p2抜粋
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_sesaku-2.pdf

2) 農村環境の保全・向上

- 対象組織へのアンケートでは、85%の対象組織が、景観形成・生活環境保全に関して「かなり効果が出てきたと思う」等と回答しているほか、全ての道府県が本交付金により地域の景観が保全・向上していると評価。また、水田に依存する生態的特徴を有するコウノトリの飛来エリアが拡大するなど、生態系保全に対し効果が発現。
- このことから、本交付金は景観形成や生態系保全といった農村環境の保全・向上に寄与していると評価。

景観形成・生活環境保全の効果の発現状況



この根拠は？

・実施主体や行政担当者のアンケートなど主観的評価が多い

国レベルの農地生態系の総合的な評価結果

生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書
評価結果（環境省2021年）

生物多様性条約第6回国別報告書（日本国政府
2018年）に示された目標達成状況

農地生態系における生物多様性の状態の評価

評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去 50年~20年間の間	過去 20年~現在の間	JB0 (2010)	JB02 (2016)	JB03 (2021)
農地生態系	農地生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
	農作物・家畜の多様性	↘	→	↘	→

損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
□	■	■	■
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失
↗	→	↘	↓

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

生物多様性国家戦略 2012-2020 国別目標 B-2

2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。



- : 目標を超えて達成する見込み
- : 目標を達成する見込み
- : 目標に向けて進捗しているが不十分な速度
- : 大きな変化なし
- : 目標から遠ざかっている
- : 不明

国レベルの農地生態系全体の評価との乖離

生態系保全に関する客観的な評価の導入、制度改善に活かす必要
年間1544億円の交付金の効果を納税者に示すことが望ましい

本法の施行の効果 国民に提示できたか？

本法の点検・検証委員会 第1回議事録（2019年12月6日）抜粋

河野委員：（中略）

最終恩恵者である税金を払っている国民が、この法律の施行によって、災害のときに効果を発揮してくれてよかったなとか、景観が保全されてとても気持ちがいい空間がずっと維持されているなとか、本当に農業生産を皆さんが生き生きとやっているなとか、そういうふうな**最終効果**のところも、やはりこの**法律の評価には**言及していただきたいなというふうに思っておりますので、法律がきちんと実行できているという評価プラスアルファで、**効果のところにも何らかの言及**をしていただきたいというのが私の要望であります。

地域振興課長：（中略）

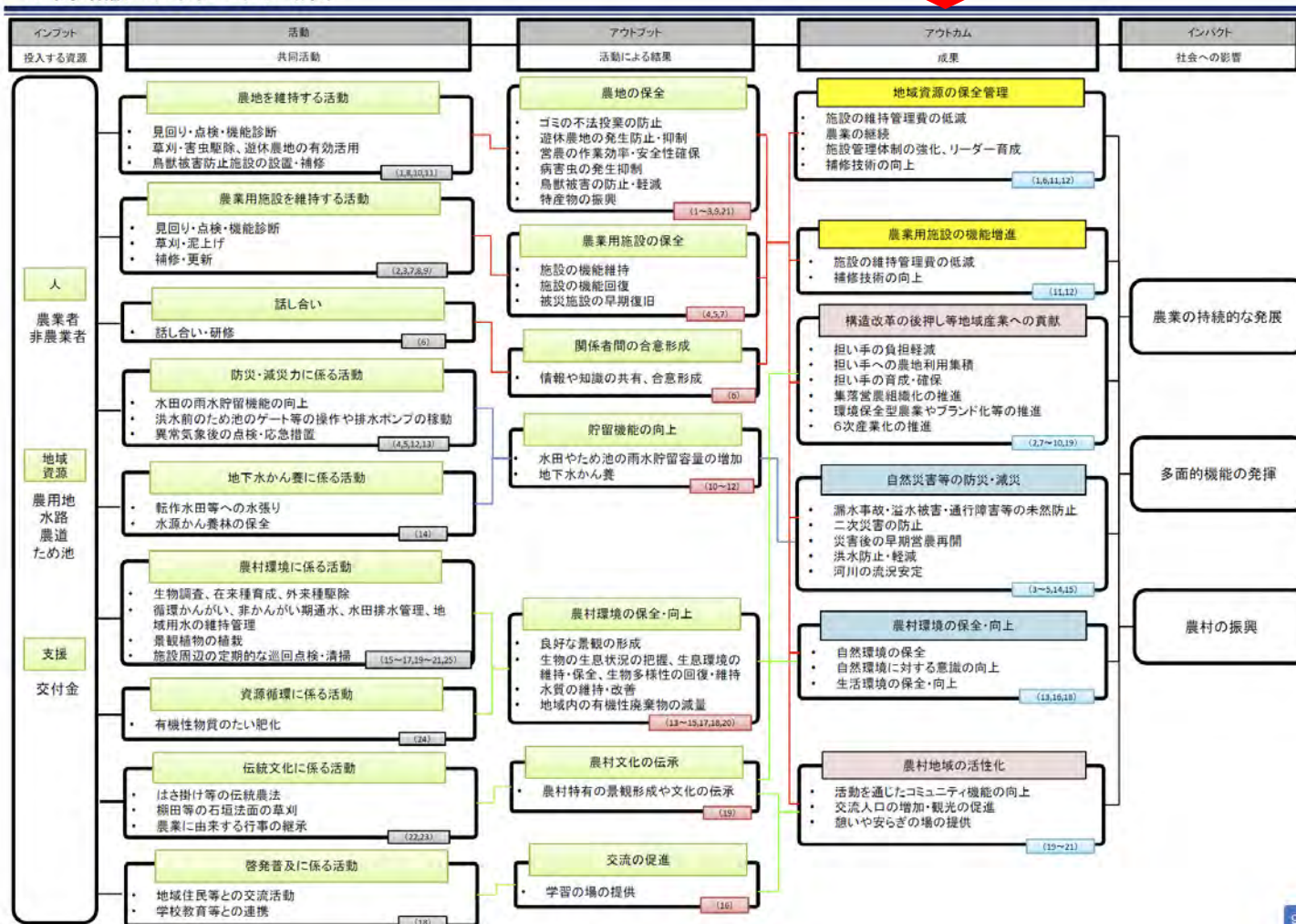
それぞれの支払による効果についてまず2点目からは、**それぞれの支払の第三者委員会の場でご議論いただき、ある程度定量的に効果を評価**をしており、**今回の第三者委員会においては、この部分は対象外**にしたというような考え方でございます。

第一回農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行状況の点検・検証に関する委員会議事録抜粋（2019年12月6日）
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tamen5/tameniinkai/attach/pdf/haihushiryoku-17.pdf>

環境保全（生物多様性保全）の評価結果は、アウトカムは
コウノトリの結果のみ

「多面的機能支払交付金」の評価方法(中間評価段階)

7. 簡略版ロジックモデル(案)



参考資料 1 多面的機能支払交付金に関するロジックモデル (農水省 平成29年8月 中間評価)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_chukan-8.pdf

中間評価段階：活動(行為) + アウトカム指標も検討されていたが、

10 海外の農業環境支払の生態系保全アウトカム評価の一部を紹介

生物多様性保全のアウトカム評価

～イギリスのチョウ類の検証例～(Brereton et.al2011)

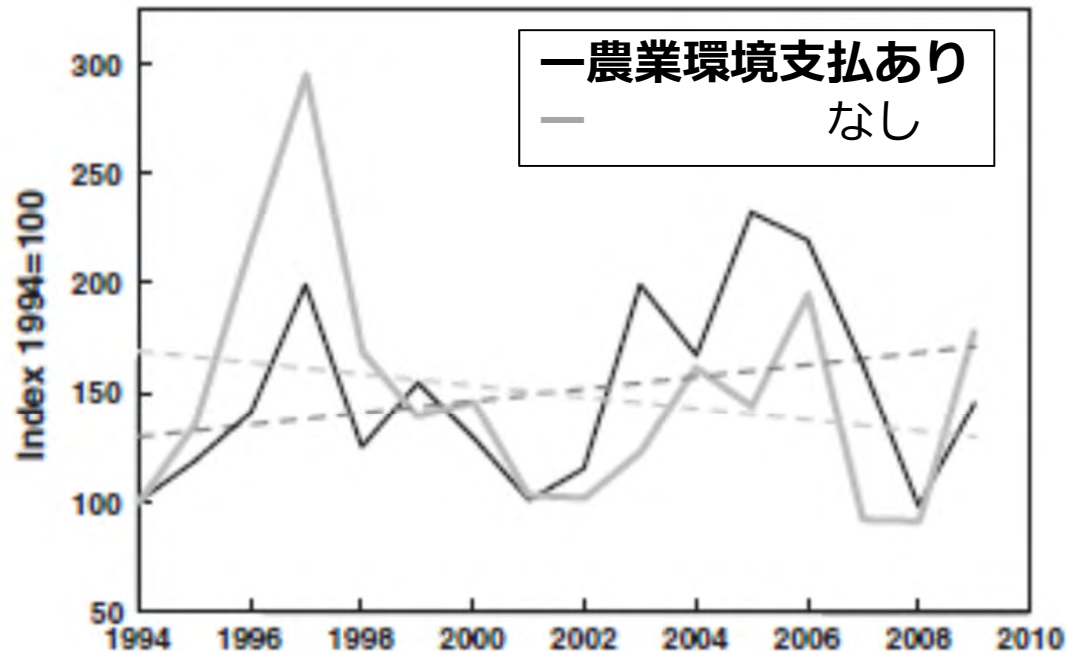


Fig. 2 Trends in specialist butterflies (n = 12 species) at higher level agri-environment scheme sites (n = 239) in England compared to non scheme sites (n = 233) 1994–2009

イギリスの草原性チョウ類の保全に、農業環境支払は有効
←モニタリング調査と同じ調査方法で、政府+NGO+ボランティアで実施

Brereton, T., Roy, D. B., Middlebrook, I., Botham, M., & Warren, M. (2011). The development of butterfly indicators in the United Kingdom and assessments in 2010. *Journal of Insect Conservation*, 15(1), 139–151.

海外の農業環境直接支払制度(AES)の 生物多様性保全効果のアウトカム評価の事例

事例1. EU5か国、スイス 62研究事例レビュー (植物・鳥類・昆虫等)

生物多様性指標：増加 54%、減少 6%、増減 17%、変化なし 23%

成功するAES：特定の (まれな) **種の保全を目標 + 科学者やボランティアの参加あり**

生物多様性保全を目的としないAESは、一般的な種の増加か、影響なしになりやすい。

→このような研究・レビューは効果的な支援・活動メニューを特定するために重要

事例2. 事例1 + 世界全体のAES研究事例レビュー

- AESの中には、**農家のトレーニングやアドバイスが組み込まれていないことがよくあり (Marja et al.2014など)**、これが効果を低下させている可能性
- 英国AESにて、**農家を訓練することで彼らの自信が高まり、農業環境管理に対するより専門的な取組が育成 (Lobley et al.2013)**。
- 同じAESにて、訓練を受けていない農民と比較して、**訓練を受けた農民によって管理されているAES地域では、花や種子の資源が多く、ミツバチや鳥の数が多かった (Dicks et.al.2013a)**。
- EUでは、各国は新しい科学的知見をもとに、AESを7年ごとに大幅に変更。



- EUでは多数のアウトカム評価を実施、制度改善に活用 (論文でAESは不十分と指摘)
- 生物多様性保全が成功しない場合もある
- 成功の鍵は、農家の理解、専門家の参加など

多面的機能支払交付金の課題：活動の偏り

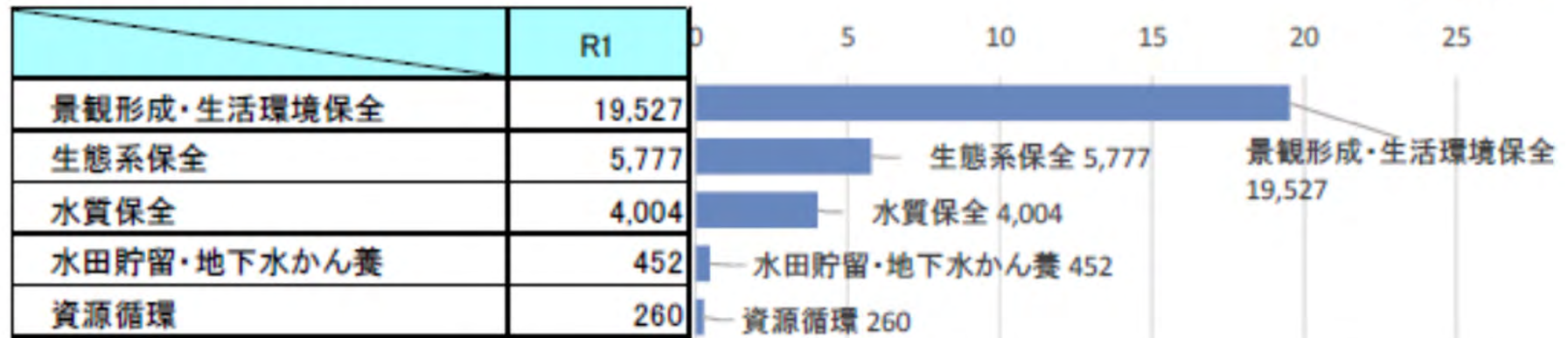
- 景観形成活動（植栽等）は、**93%の組織が実施**したのに対して、
- 生態系保全や水源涵養を実施した組織は3割以下と少ない。

(2) 農村環境保全活動の実施状況

・活動内容別の実施件数

総計：20,923組織

組織数(千)



[令和元年度実施状況（都道府県別）](#)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/r1jissi-3.pdf>



老人会、婦人会、地域住民による植栽



NPOと連携し水田魚道を設置



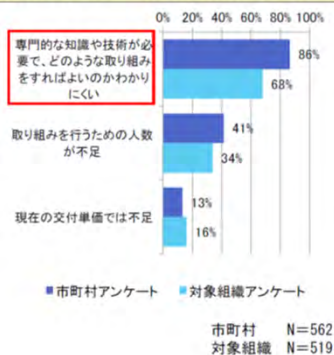
水質調査

農村環境保全活動(景観以外)を増やすには専門的な知識の提供が必要

2. 取組の分析・検証 (3) 農村環境保全活動①

- 農村環境保全活動の5つのテーマのうち、「生態系保全」、「水質保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」、「資源循環」の4つのテーマは、全国的に見て取り組んでいる組織数が少ない状況にある。その理由としては「専門的な知識が必要で、どのような取り組みをすればよいかわかりにくい」ことを上げている割合が多く、市町村では86%、対象組織では68%を占めている。
- 「景観形成・生活環境保全」に取り組む理由は、「専門的な知識や技術等が少なく、取り組みやすい」、「子どもからお年寄りまで参加しやすく、地域内の交流の機会になる」など、様々な理由が上げられている。一方、「景観形成・生活環境保全」に取り組まない場合、活動回数や活動参加者数の減少だけでなく、非農家の参画者を集めることが難しい、農地維持支払のみの活動に移行する可能性があるなど、組織の取り組み自体に大きな影響を与えることが懸念されている。
- 景観形成・生活環境保全以外の取組を増加させるためには、専門的な知識や技術の提供等が求められている。

景観形成・生活環境保全以外のテーマに取り組みにくい理由
(市町村アンケート、対象組織アンケート)



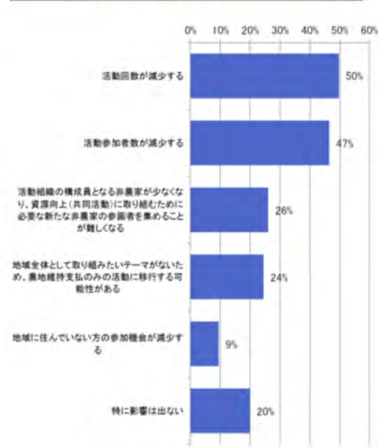
資料：令和3年度 市町村アンケート、対象組織アンケート

景観形成・生活環境保全に取り組む理由
(対象組織アンケート)



景観形成・生活環境保全に取り組んでいる組織 N=372

景観形成・生活環境保全に取り組まない場合の影響
(対象組織アンケート)



景観形成・生活環境保全に取り組んでいる組織 N=372

10

【資料2-1】令和3年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート結果について(令和3年度第2回多面的機能支払交付金第三者委員会)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/n_sansya/attach/pdf/r3_2kai-11.pdf

専門的な知識の提供に向けた従来の対応・課題は？
→先進事例の栃木の例

事例：専門的知識の提供・支援体制(栃木県)

- 栃木県の交付金受給要件として、生物調査・専門家の登録が必須（数年前まで）
- 県の多面協議会が事務局。活動組織と専門家をマッチング。専門家の研修会、活動組織の研修会などを実施。

① 各種アドバイザーによる支援

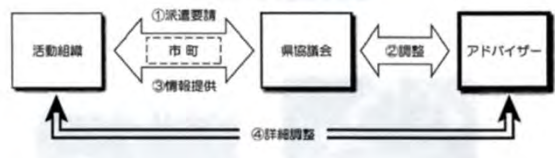
施設の機能診断や施設の長寿命化のための向上活動、生きもの調査等の活動において、活動内容の理解を深め、充実したものにするためには、専門的な知識を持った方の助言・指導を受けることが望ましいことです。

そこで、県協議会では、活動の円滑な実施はもとより、活動の質的向上や地域活性化に向けた様々な取組を促進していくため、関係機関・団体・個人の協力の下「栃木県農地・水保全管理支払交付金アドバイザー」制度を整備しておりますので、積極的にご活用ください。

機能診断アドバイザー：農地・農業用水等の生産資源の適正保全や施設の長寿命化に向けた取組に係るアドバイス、向上活動を充実させるアドバイス等を行います。
 (具体例：施設点検の手法やポイント、補修方法 等)

生きもの調査アドバイザー：生きもの調査や調査を通した生態系保全の取組に係るアドバイスを行います。
 (具体例：生物の同定・解説、生きものマップ作成支援、調査を踏まえたエコアップ活動の提案・技術支援 等)。

地域活性化アドバイザー：地域のまとまり強化や、様々な地域振興施策等との連携による地域づくり等の取組に係るアドバイスを行います。
 (ふるさととちぎ21活性化アドバイザー) (具体例：地域計画・構想づくりの支援、情報発信の手法、都市農村交流活動 等)



専門家の研修

栃木県農地・水・環境保全向上対策協議会主催
 生きもの調べ研修会 2008年6月14日



オリザネット斎藤様提供資料より

活動組織の研修



受賞者記念撮影



「生きもの調査から始まる生態系保全活動の事例」水土里 ネットとちぎ福田

栃木の土地改良 516号(平成29年度第1号)より
<http://tecahp0419.bizmw.com/tecanews66.pdf>

事例：専門的知識の提供・支援体制の課題（栃木県）

多面的機能支払交付金の有効活用について

令和2年5月 農村振興課

会計検査において組織の持越金が注視されております。市町担当者におかれましては、交付金有効活用のために以下の点について御留意のうえ、組織の方への指導をお願いいたします。

【農地維持】

・草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動は、組織の構成員による共同活動で実施することが原則ですが、人員確保が難しい状況にある場合や急傾斜地での作業等危険が伴う場合には、外部組織への作業委託も含め検討願います。

【資源向上（共同）】

・急傾斜地や長い法面の草刈作業を安全に行うため、足場ブロックの設置や防草シートを活用について検討願います。

・水路の目地詰めや嵩上げブロックの設置など部分的な補修について積極的な取組をお願いしたい。

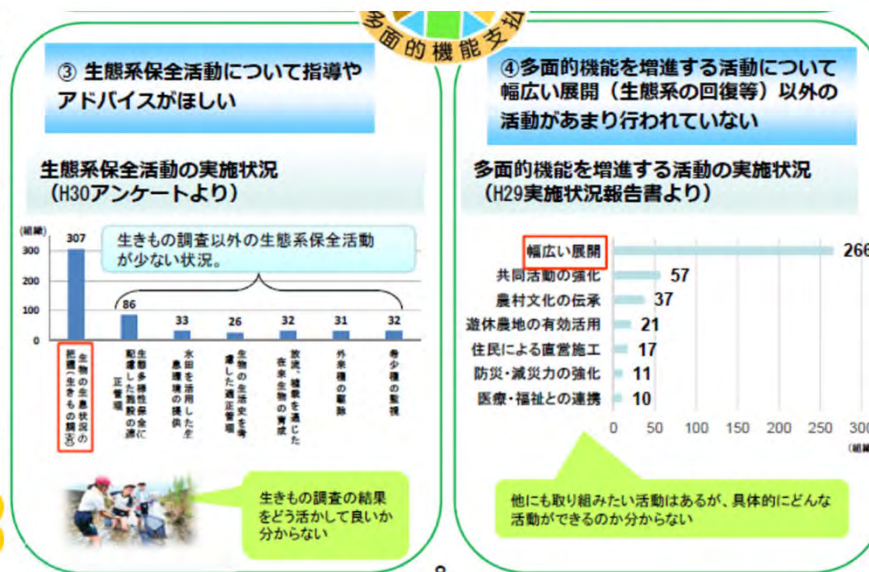
・「生態系保全活動」では多くの組織が「生きもの調査」を実施しているが、これまでの実践を踏まえて、更に発展した活動（生きものが生息しやすい環境づくり、外来種の駆除、希少種の監視等）にも取り組んでもらえるよう周知願います。

・「生態系保全活動」以外の「水質保全活動」、「景観形成活動」、「生活環境保全活動」などのメニューにも取り組んでもらえるよう周知願います。

資料1 __ 令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況（栃木）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/documents/r1zissizyoukyou.pdf> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/documents/zireigaiyou.pdf>

- ・ 栃木の支援制度運用後でも、県は生態系保全活動の普及が課題と認識
→ 専門家の支援、栃木の課題も踏まえて、大幅に強化する必要がある



-8-

農村環境保全活動(景観以外)を増やすためには何が必要か？～交付金単価や加算措置の工夫～

【現状】 交付条件：農村環境保全活動

- 1つ以上の活動を選択して実施
- どの活動を選択しても交付金は同じ

5. 多面的機能支払交付金の交付単価 (円/10a)

都府県	①農地維持支払 ^{※8}	②資源向上支払 (共同 ^{※1, 2, 3})	②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化 ^{※4, 5, 6})	①、②及び③に取り組 む場合 ^{※7}
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ^{※9}	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

(改善案) 景観以外の活動の加算措置

加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、①に更に単価の加算を行います。

＜条件＞ **※全て満たす場合**

①に更に加算する単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

②構成員(人・団体)のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
③共同活動に参加する構成員の総人数^{※1}の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割^{※2})以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※1 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿(様式自由)に位置付けた構成員の人数。
※2 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

※農地・水保管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

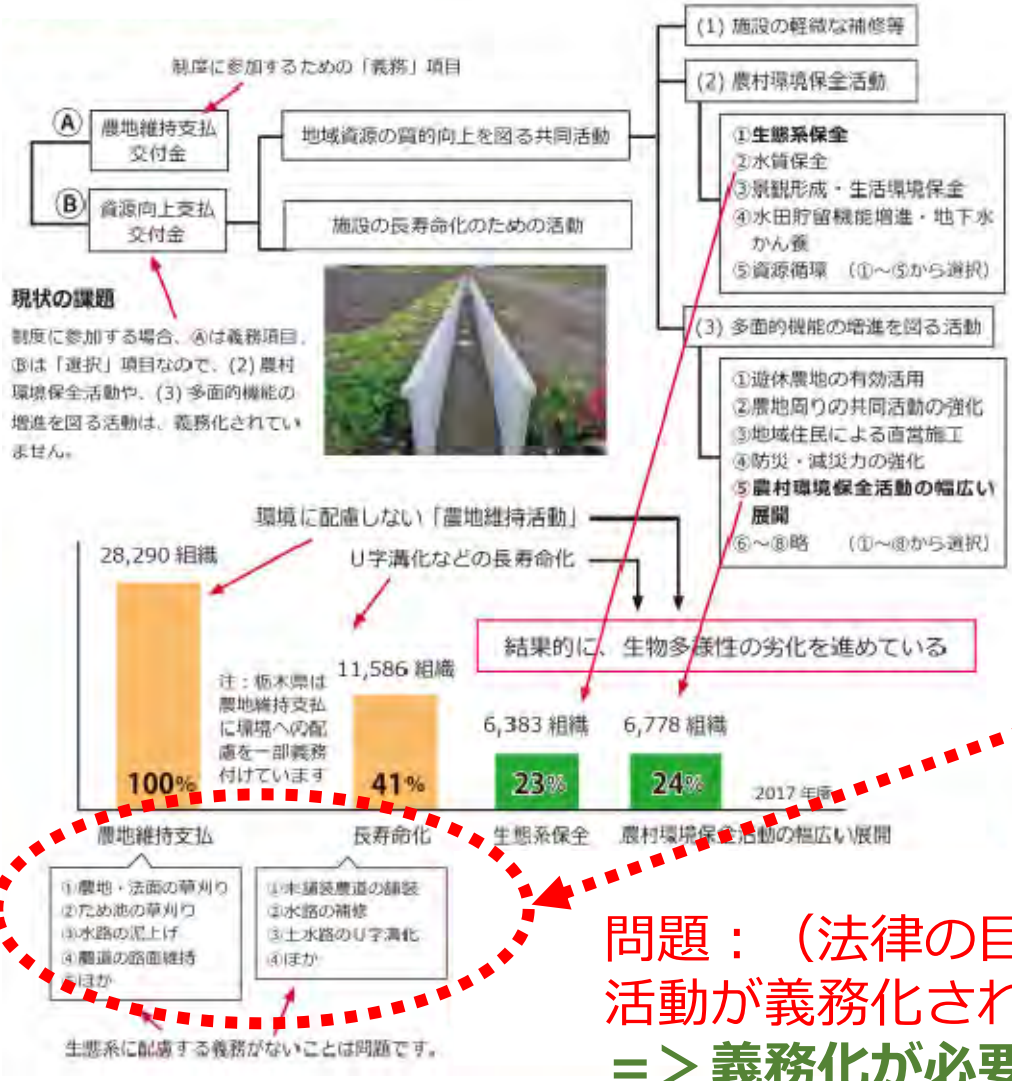
(改善案) 農業者以外の参加の加算措置の強化(単価や条件等)も検討

※加算措置の政策効果の検証を踏まえ
→景観以外の活動増加に貢献したか？

令和4年度多面的機能支払交付金のあらまし(パンフレット)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-26.pdf



多面的機能支払制度の問題点



農地の多面的機能の発揮を促進するための交付金のはずが、

実際は、

- ・農地維持活動は義務（多面的機能向上や環境に配慮しなくてもOK）
- ・U字溝化等の農地施設の長寿命化

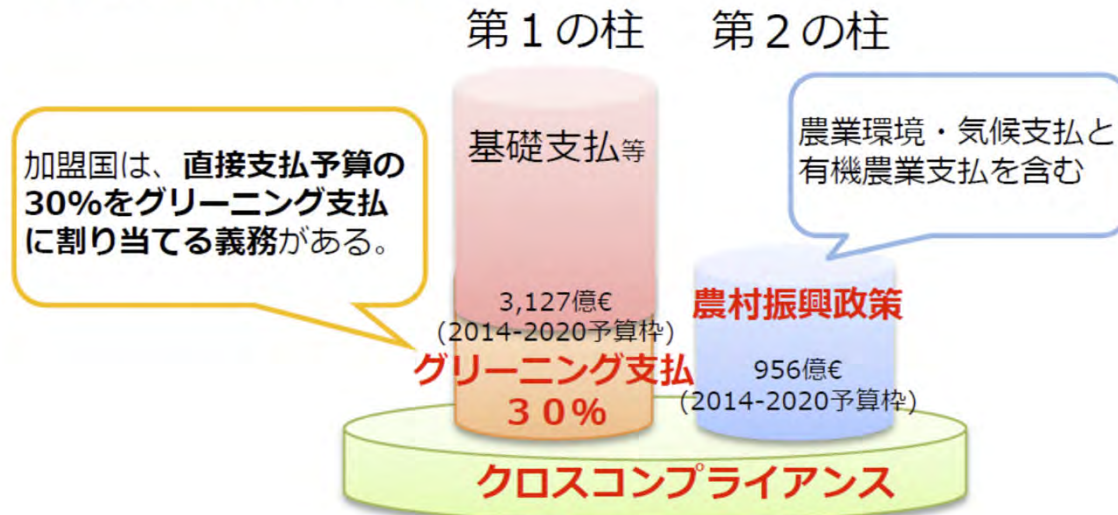
維持さえすれば機能はついてくる？

問題：（法律の目標の）多面的機能を保全する活動が義務化されていない
=> 義務化が必要

農水の見解：生物多様性は多面的機能の1つ。農業担い手不足で放棄されるよりいい
→U字溝を使う場合、環境配慮型を必須にできないか？

EUの農業環境政策

共通農業政策 (CAP)



クロスコンプライアンス		
法定管理要件 (SMRs)	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・水質 (硝酸塩) ・生物多様性 (鳥類保全、自然生息地保全)
	公衆・動物・植物衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全性 ・動物の識別・登録 ・動物疾病 (BSE対策) ・防除資材
	動物福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用動物、子牛、豚
良好な農業・環境条件 (GAEC)	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源 (水路沿いの緩衝帯、灌漑水の許可手続順守、地下水汚染防止) ・土壌・炭素貯蔵 (最低限の土壌被覆、最低限の土壌浸食抑制、土壌中有機質の維持) ・景観の最低限の維持 (特徴的要素の維持)

農林水産省. (2019). 海外における環境直接支払制度の現状～平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果.

EUの農家への補助金の受給条件 = 環境保全が義務化
日本：環境保全が義務化された補助金はほとんどない

みどり戦略(2021年) クロスコンプライアンスの充実

みどりの食料システム戦略 (概要)
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
 2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

革新的技術・生産体系の速やかな社会実装
革新的技術・生産体系を順次開発
開発されつつある技術の社会実装
取組・技術
2020年 2030年 2040年 2050年
ゼロエミッション 持続的発展

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-112.pdf>

戦略本文P4~5：「パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献を踏まえた、政策のグリーン化と、補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでの**クロスコンプライアンス要件の充実**」

KPI2030目標(令和4年6月みどり戦略本部決定)

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況			
KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50% 高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証 小型沿岸漁船による試験操業を実施	2040年 技術確立
	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
林野	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13% 64%	100% 100%

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/goudou/attach/pdf/32-6.pdf>

環境負荷軽減メニューの充実、クロスコンプライアンス要件の充実

→目標・KPIは明示されていない。今後も注視が必要



食料・農業・農村基本法 課題

食料・農業・農村基本法の構造



- ・ 多面的機能の発揮（3条）の施策がない
- 農業を営めば、多面的機能が自動的に発揮される
- 農業の環境負荷・多面的機能間のトレードオフを想定していない
- 例) 中干し (CO2削減) ⇔ 水生生物の保全

食料・農業・農村基本法 制定時の参議院決議

食料・農業・農村基本政策に関する決議 平成 11 年 7 月 12 日 参議院本会議 第 145 回国会

近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展等に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、**多面的機能の低下等が懸念される**に至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で**農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要**

また、農地及び担い手を確保するとともに、農業経営・生活環境の整備を促進し、農業の維持拡大を可能とする所得・経営安定対策を講ずること等によって、農業者が自信と誇りをもって農業を展開できる、活力にあふれた住みよい農村を創造し、その**次期WTO農業交渉においては、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立**

よって政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。

右決議する。

参議院決議への対応が不十分

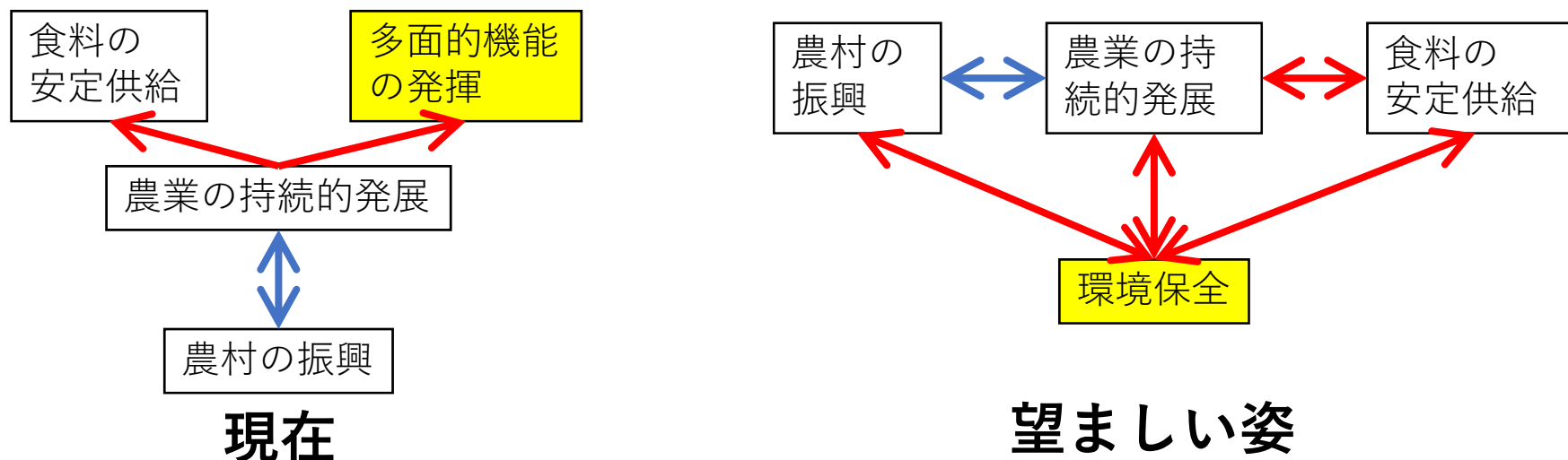


基本法を改正し、生物多様性保全を実現させる必要がある

食料・農業・農村基本法 改正に望むこと

1. 法律の目的「食料・農業・農村」に、「環境保全」を追加する
2. 法律の4つの基本理念の1つ「多面的機能」を「環境保全」に変更し、4つの基本理念の関係を見直すことによって、環境保全を着実に実行し、生物多様性の損失を止める
3. 農業環境保全の関連法（多面法・土地改良）の点検、見直し、法改正
4. モニタリングに基づく制度の評価見直し体制の構築

4つの基本理念の見直し



食料・農業・農村基本法 第1条

この法律は、**食料、農業及び農村**に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、**食料、農業及び農村**に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

多面的機能支払交付金の中間評価（案；2022年）課題

V 多面的機能支払交付金の効果の評価

（要旨）

- 本交付金の効果の評価するために、持続可能性向上の観点から「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理。
- 本交付金の取組が、「資源と環境」「社会」「経済」の各項目に寄与していることが確認され、**農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししている**と評価。

（3）農村環境の保全・向上

本交付金では、資源向上支払（共同活動）の農村環境保全活動において、農村地域の景観や生態系、水質等の環境を保全する活動の一つ以上実施することを求めている。

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、84%の対象組織が、景観形成・生活環境保全に関して「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思う」と回答している。

水質保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の64%が「効果が出てきた」と回答している。

生態系保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の50%が「効果が出てきた」と回答している。

<図表V-1-3①>

都道府県の間接評価においては、「地域の環境の保全・向上（景観）」（98%）や「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心への向上」（96%）の効果が発現していると評価されている。

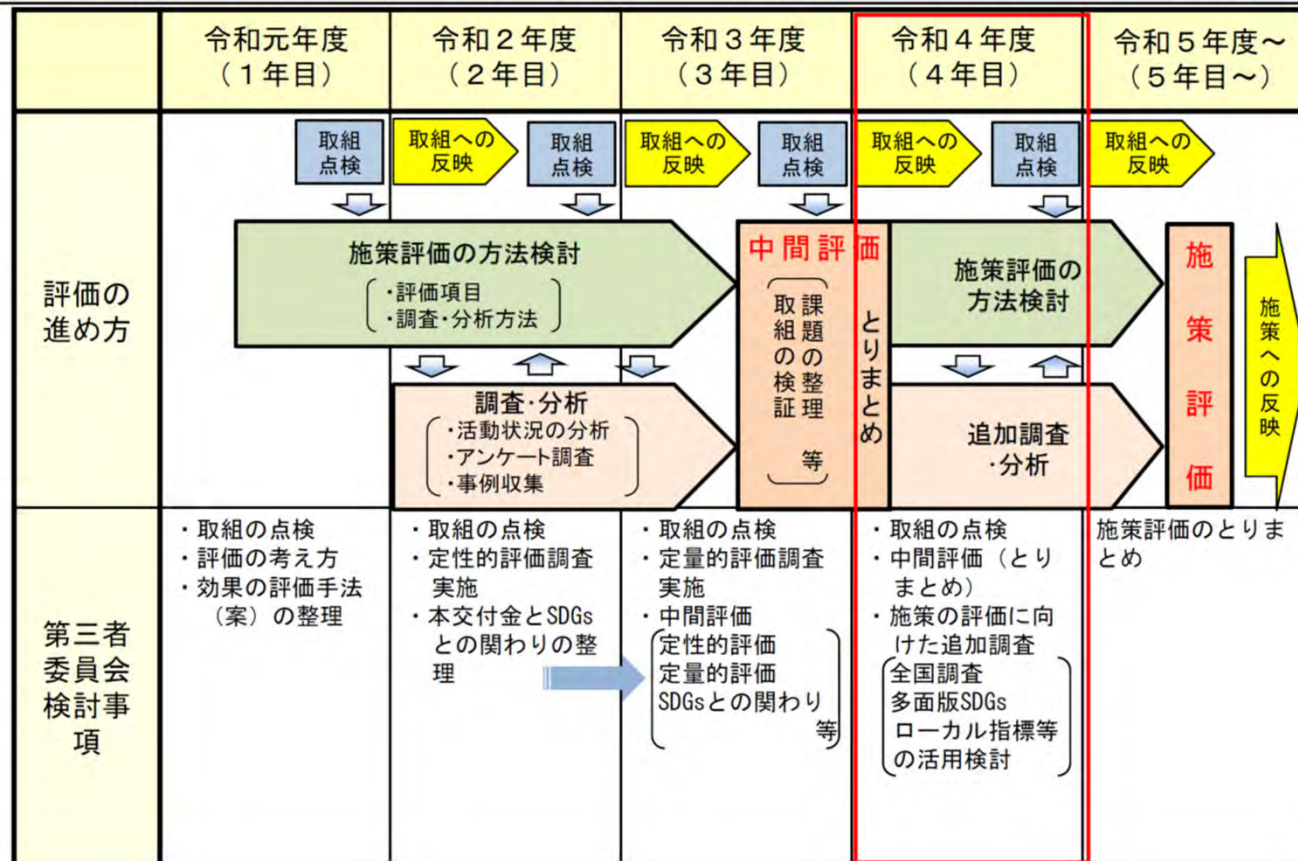
<図表V-1-3②>

このことから本交付金は、景観形成や生態系保全等の取組を通して、農村環境の保全・向上に効果をもたらしていると評価する。

多面的機能支払交付金 施策評価スケジュール

1 施策の評価の進め方

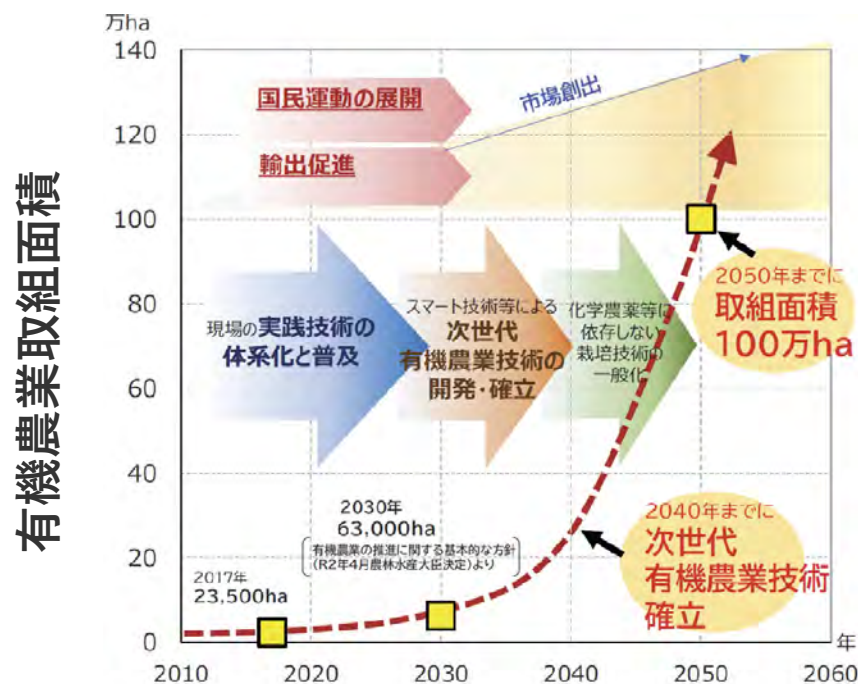
- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 第三者委員会における検討を踏まえ、3年目(令和3年度)に中間評価、5年目(令和5年度)に施策評価を開始。



持続的な農業の実現に向けて

みどりの食料システム戦略（農水省 2020）の目標

- ・ 2050年までに有機農業面積25%（2017年 0.5%）
化学農薬半減
化学肥料30%減
- ・ 農地から消費者までの流通も含めた支援



課題：生物多様性保全の具体策がない

みどり法の課題解決に向けたNACCSJの活動

課題：**生物多様性保全は支援されない**=第2条4項の活動を認定・支援する法律

みどり法 抜粋

(第2条4) 環境負荷低減事業活動とは

1. 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
2. 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
3. 前2号に掲げるもののほか、**環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動**

**有機や減農薬のみ
= 生物多様性保全困難**

提案：省令に「生物多様性保全に資する事業活動」を追加

2022年2月法案提出 ←NACCSJ意見書提出

4月国会審議 ←NACCSJロビー活動

→ 議員からの質問

- ・ 3項の省令で事業活動で対応を検討すると**大臣答弁を得る**

5月の省令のパブコメ ←NACCSJ意見書提出

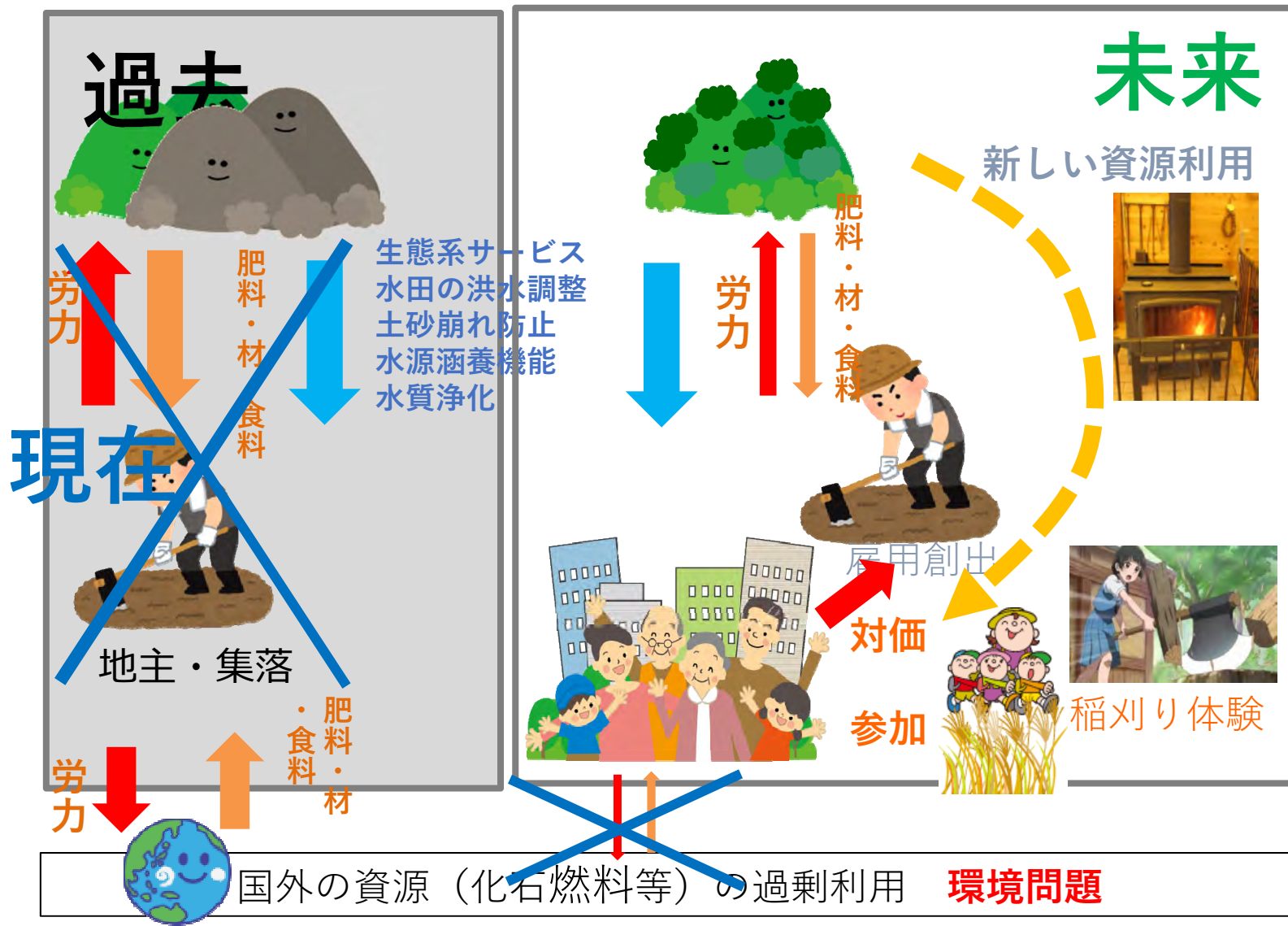
→省令で定める事業に生物多様性保全活動を追加 (= 財政支援の対象へ)

8月の基本方針のパブコメ ← NACCSJ意見書提出

→環境負荷低減事業活動に対して生物多様性保全に配慮することを明記された

(例：温暖化対策の田んぼの中干によって、水生生物への悪影響を回避する等)

里山の現代的な自然資源利用の再構築



里山の現代的な自然資源利用の再構築の具体例

化粧品ブランドLUSH × 日本自然保護協会

豊かな里山のシンボル「サシバ」が立ち寄る里山からの恵みを使った商品の「**原材料調達**」と「**保全活動**」を通じた**サシバ保全**のための米作りを支援



サシバ（絶滅危惧Ⅱ類）



包装紙（藁・モミガラ使用）
入浴剤セット（商品名：ポップアート）



洗顔料（炭クズ使用）



耕作放棄水田再生(三浦半島)
LUSH社員と地元NPOとの協働

その他の商品例

米：フレッシュフェイスマスク『ドント ルック アット ミー』 洗顔料『ハーバリズム』

茶葉：ジェリーマスク『1000 ミリヘレン』

生姜：フレッシュフェイスマスク『華麗なる饗宴』

ニンニク：フレッシュフェイスマスク『乙女の戦士』

英国の農業の多面的機能への支援 (和泉2019)

- 英国の農政の方針「公的資金は公共財へ」
- 英国の農業への財政支援は**多面的機能の発揮**に絞り、**生物多様性保全**が主要な目的
(多面的機能支払事業費 75%)



環境保全団体など多数の民間団体の成果

- ✓ 全国の生物多様性モニタリングによる危機の把握・普及
- ✓ 農業環境政策への提言、ロビー活動
- ✓ 先進的な農業と保全の両立を目指した実証実験
(トラストで取得した農地などで展開)
- ✓ 認証制度の運営
- ✓ 多面的機能支払の申請のための農業者への支援



英政府、環境を保護・改善する農家への報酬を増額 (2023/1/5)

<https://esgjournaljapan.com/world-news/24449>

持続可能な農業の実現に向けて、日本の民間団体の活動が不可欠

日本自然保護協会(NACS-J)

自然のちからで、明日をひらく
1951年に創立、日本で最も歴史のある自然保護団体



調べる

守る



• 会費と寄付が頼りの民間団体
• 是非ご支援を

広める

